解体工事に係る最低制限価格について

解体工事の入札に係る最低制限価格の算定方法について、令和6年9月1日に下記のとおり改正します。同日以降に入札公告等を行う建設工事から適用となります。なお、解体工事以外の工事については変更ありません。

最低制限価格の算定方法

(旧) 令和6年8月まで	(新) 令和6年9月から
最低制限価格は、次に掲げる額の合計額	【解体工事以外】
(1) 直接工事費の額×97%	変更なし (左記の算定方法)
(2) 共通仮設費の額×90%	
(3) 現場管理費相当額×90%	【解体工事】
(4) 一般管理費相当額×70%	(1) 直接工事費の額× <u>90%</u>
	(2) 共通仮設費の額×90%
	(3) 現場管理費相当額×90%
	(4) 一般管理費相当額×70%

※最低制限価格の要綱は下記から確認できます。

大館市ホームーページ内「事業者情報」→「大館市契約検査課」→「入札・契約制度」

→「大館市要綱集」→「大館市建設工事最低制限価格制度実施要綱」